

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業の概要

(一財) 長崎県浄化槽協会

《趣旨》

当協会では、水環境の保全に向けて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、既存の単独処理浄化槽を設置している者が合併処理浄化槽へ転換する場合は、協会独自の助成金で支援します。

1. 助成対象の要件

(1) 対象区域

当該申請年度における、公共下水道事業計画区域、農業集落排水及び漁業集落排水採択区域及びコミュニティプラント事業区域以外の区域とする。

(2) 助成対象となる浄化槽

専用住宅、共同住宅及び店舗兼併用住宅（この場合、住宅部分床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）かつ、国庫補助対象の浄化槽であること。

(3) 助成対象者

既存住宅等の改造に伴い、10人槽以下の国庫補助対象浄化槽を設置した者。

ただし、当協会会員（要件：会費未納がない者など）に浄化槽の設置工事を行わせた者。

2. 助成額

総事業費と市町の補助額との差額（自己負担額）を上限5万円まで助成します。（ただし、助成金の総額は、当該年度の予算額を限度とする。）